

入札保証金の納付手続き

1 入札保証金とは

入札にあたり参加者が納める必要があるものです（地方自治法施行令第167条の7）。仙台市が物件ごとに金額を定めます。

2 納付方法

入札保証金の納付は物件ごとに必要です。

仙台市が送付する納付書により仙台市指定金融機関で納付してください。

- ① インターネット公有財産売却のサイト上で参加仮申し込み完了後、申込書等に必要事項を記入し添付書類と共に期限内に仙台市に提出してください。
- ② 申込書等が仙台市に送付され、参加資格等に問題がなかった場合、入札保証金の納付方法について以下のとおり連絡しますので期間までに納付してください。（申込書の入札保証金の納付方法の選択により方法が異なります）

「指定金融機関で納付書払い」（手数料はかかりません）

入札保証金の納付書が仙台市より郵送されます。期限までに仙台市指定金融機関の窓口にて納付してください。

ファックス等で納付済の領収書写しを送付していただく場合があります。

※ 入札開始日の2開庁日前までに入札保証金の納付が確認できない場合、原則として入札参加資格を与えられませんので、注意願います。

3 落札者の入札保証金

落札された方の入札保証金は、申込書記載の充当申出に基づき契約保証金に全額充当されます。契約を締結しなかった場合、入札保証金は没収されます。

4 落札者以外の入札保証金

落札者以外の方の入札保証金は、申込書に記載された口座に振込まれます。

入札保証金の返還には、入札終了後約4週間程度時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

入札保証金を納付して入札に参加しなかった方についても返還の時期は同じになります。